

移住支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

世帯 **100** 万円、単身 **60** 万円 18 歳未満の帯同で + **30** 万円

移住支援金 を申請される方は

地方創生推進室 にご相談ください。

※ 予算管理等の都合上、移住支援金の申請を予定されている方は、転入後速やかにご連絡ください。

移住支援金の対象

(1) 移住前の要件として次に掲げる事項を全て満たすこと。

(ア) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村、（政令指定都市を除く。）及び平成 22 年から令和 2 年の人口減少率が 10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関）へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として、上記（ア）又は（イ）の対象期間とすることができる。

(2) 移住先に関する要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 当村に平成 31 年 4 月 26 日以降（(1)（ウ）及び(3)（イ）又は（ウ）の要件を適用する場合は令和 3 年 4 月 1 日以降）に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入日の翌日から起算して 1 年以内であること。

(ウ) 当村に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) 地域の担い手としての役割に関する要件として次に掲げる（ア）～（オ）のいずれかに該当すること。

(ア) 【就業（一般）の場合】群馬県または他の都道府県が開設するマッチングサイトに掲載された対象求人に応募して採用された方

(イ) 【起業の場合】群馬県が実施する起業支援金事業に応募し、起業支援金の交付決定を受けた方

- (ウ)【**テレワーク**の場合】移住前の仕事を移住後もテレワークで継続している方
- (エ)【**就業(専門人材)**の場合】内閣府が実施する専門人材事業を利用して新規就業した方
- (オ)【**関係人口**の場合】本村への転入時の年齢が40歳以下であり、下記の(1)(2)の要件の全てに該当すること。かつ、地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。
- (1) 直近3年間で本村のふるさと納税の寄附実績がある。
- (2) 本村に所在する住宅(新築、中古住宅等)を取得している。
- 【地域の担い手確保の要件】
- ・農林水産業に就業する者 ・家業等へ就業する者
 - ・片品村が認めた企業に就業した者

以下の場合、返金対象となりますのでご注意ください。

- ・3年以上5年以内に他市町村へ転出された方
- ・嘘偽の申請等をされた方
- ・1年以内に職を辞した方(就業の場合)
- ・起業支援金の交付決定を取り消された方(起業の場合)

- ※1 東京圏 4都県〔東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県〕
- ※2 条件不利地域 群馬県移住支援金ポータルサイト内でご確認ください。

移住支援金・移住定住に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▼

片品村役場 むらづくり観光課 地方創生推進室

文化センター内 電話0278-25-8221